



コロナ感染症の影響に対する緊急要請

政策実現にむけて国会で審議

新型コロナの影響により観光産業は厳しい状況が続いており、サービス連合ではこれまで7次に渡る緊急要請を実施しています。第3次、および第6次の緊急要請では、**雇用の維持と事業の継続の両面を担保**するため、「**観光産業持続可能給付金**」**制度の創設**にむけて要請をおこないました。

第3次緊急要請は、2020年7月から8月にかけて実施しました。本部で立憲民主党、国民民主党、自由民主党や観光庁、農林水産省などの中央省庁、日本銀行本店に要請をおこなうとともに、各地連においても、各地域での要請行動を展開し、省庁の出先機関や都道府県庁、商工会議所や日本銀行の支店などに要請をおこないました。

第6次緊急要請は2021年1月から3月にかけて実施し、立憲民主党、国民民主党、観光庁や厚生労働省に対して要請をおこないました。

これらの要請行動の結果、**4月に議員立法が提出されるなど、一定の成果がありました。**現在会期中の第204回通常国会において、衆参両院で法案が審議されています。

サービス連合が創設を提言した「観光産業持続可能給付金制度」

コロナ感染症が拡大により、人流が止まったため、観光関連産業は甚大な影響を受けた。政府が講じた雇用調整助成金の特例措置や融資などの対策だけでは、十分ではなく、事業と雇用を守ることができない。

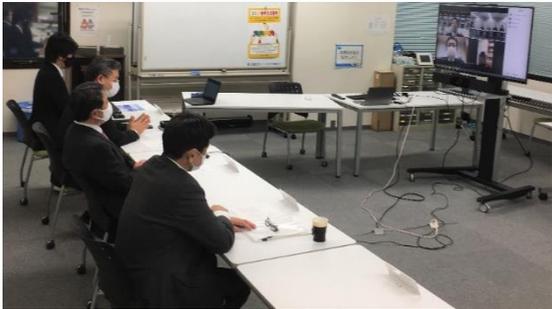


事業と雇用を守るためには、新たな支援策が必要

☞ 「観光産業持続可能給付金」制度の概要

- 12ヶ月分の人件費を中心に、借入金利・賃料・水道光熱費等の事業経費を融資する。
- 融資の返済は2~3年程度猶予。担保や個人保証は求めない。
- 返済免除措置を受けるための前提として、従前と同様レベルの給与水準を維持した上で雇用継続を求める。
- 雇用者の人数が解雇により減少した場合や給与水準が減額された場合には、全額返済する。
- 観光産業であれば、事業規模、従業員数、非営利法人・個人事業主・自営業者にかかわらず対象。

参議院に「事業規模に応じた経費支援法案」を提出



2021年1月29日 国民民主党へ
オンラインで第6次緊急要請を実施



2020年7月2日 国民民主党へ
第3次緊急要請を実施

国民民主党に対して、2020年7月2日に第3次緊急要請を実施し、2021年1月29日には第6次緊急要請として要請をおこないました。要請を受け、国民民主党は「**事業規模に応じた経費支援法案**」(新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案)を提案し、2021年4月2日、立憲民主党と共同で参議院に提出しました。



事業規模に応じた経費支援法案

法案の背景

- ✓ 改正特措法で時短・休業命令違反への**罰則が導入**
- ✓ **事業規模に応じた「補償」盛り込まれず**
- ✓ 持続化給付金・家賃支援給付金も**打ち切り**
- ✓ 政府の「一時支援金」では**不十分**

法案の概要

対象

コロナの影響で売上が減少した事業者 (年間売上1,000億円以下)

業種限定なし

地域限定なし

給付額

家賃・光熱水費などの固定経費 **最大9割**給付(月額最大**2億円**)

- ✓ 売上が**70%以上**減少 → 固定費の**90%**
- ✓ 売上が**50~70%**減少 → 固定費の**60%**
- ✓ 売上が**30~50%**減少 → 固定費の**40%**

経営努力ではどうしようもない収入減少を国が支援!!



「新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者を事業規模に応じて支援するための給付金の支給等に関する法律案(仮称)」をもとに玉木雄一郎事務所に作成

衆議院に「観光産業持続化給付金法案」を提出



2021年1月29日 立憲民主党へ第6次緊急要請を実施



2020年6月30日 立憲民主党へ第3次緊急要請を実施

立憲民主党に対して、2020年6月30日に第3次緊急要請を実施し、2021年1月29日には第6次緊急要請として要請をおこないました。要請を受け、2月4日に、立憲民主党の国土交通部会ヒアリングに招聘されました。ヒアリングでは、サービス連合から、加盟組合の現状を訴え、「観光産業持続可能給付金」制度創設など、第6次緊急要請の必要性を改めて伝えました。ヒアリングを受け、立憲民主党では国土交通大臣に対して制度創設などを求めて要請をおこない、その後4月12日、「**観光産業持続化給付金法案**」（新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案）を衆議院に提出しました。

観光産業持続化給付金の概要

1. 趣旨

○新型コロナが観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項（「観光産業持続化給付金」支給のための財政上の措置等）を定める。

(1) 背景

- 観光産業は地域経済の発展、雇用の維持に重要
- 他方で、新型コロナによる観光産業への影響が深刻化。G・O・T・Oトラベルの一時停止で窮地。時短協力金等も不十分。追加支援が必要。
→労働者の雇用と事業の継続性担保のため、「観光産業持続化給付金」を支給

(2) 観光産業支援のための政策のパッケージ

- ①観光産業持続化給付金の支給
- ②当面のマイクロツーリズム事業の実施
- ③G・O・T・Oトラベルの感染収束後の重点的実施（そのための財源は維持）

2. 観光産業持続化給付金

○政府は、「観光産業持続化給付金」が速やかに支給されるよう、財政上の措置を講ずる。

①支給対象者

「観光関連事業者」：
・地域の観光の振興に資すると認められる旅行業、宿泊業、観光施設事業、道路旅客運送業、飲食店業、小売業等の事業を営む者
・これらの者と継続的な取引関係を有する事業者

⇒地域の観光に関連する事業を営む者は、幅広く対象

- ・地域の観光の振興に資することの認定は、観光協会、商工会、同業者の組合等の団体への加入状況や、利用者の多くが観光客とみられること等を踏まえ判断（G・O・T・Oトラベル事業における対象事業者認定の枠組みも活用）
- ・観光産業の視野の広さに鑑み、取引先も対象
- ・全国あまねく、各観光地の事業者に直接給付

②支給額

2020年における売上金額の2019年における売上金額からの減少額の20/100相当額を基本とし、事業の規模等を勘案して必要な調整を行う。

- ・今年1月から3月分の執行されなかったG・O・T・Oトラベル事業予算約1兆3,000~4,000億円に相当する規模
- ・G・O・T・Oトラベル事業とは別の財源を使用（G・O・T・Oトラベル事業は中止しない）

衆議院 国土交通委員会

観光産業に対する更なる支援策を政府に要請



答弁する赤羽国土交通大臣



質問に立つ古川元久衆議院議員

2021年3月24日、衆議院国土交通委員会にて、古川元久衆議院議員がサービス連合の緊急要請などを踏まえ、人が安心して動ける環境作りや観光産業に対する更なる支援策を政府に要請しました。

古川元久 衆議院議員

- 感染リスクの少ない人の旅行を喚起する方策が必要である。再開に向けての条件整備として検討していただきたい。
- コロナ禍で、感染リスクをゼロにすることはできない。人が動ける安心な環境作りをするべきである。
- 長期化する中、G o T o トラベル事業だけでは観光産業は救えない。さらなる観光産業への支援策を講じるべきである。

赤羽 国土交通大臣

- G o T o トラベル事業の中で、観光関連事業者は感染拡大防止策をとってきた。観光地域でクラスターが起こったことはない。
- 緊急事態宣言は解除されたが、リバウンドが落ち着いてからになるが国民が安心して旅行を楽しめるように、検査を促す仕組みなどは検討している。
- 新たな支援策として、資金繰りについては、ホテル・旅館業を意識した特別支援として、政投銀（株式会社日本政策投資銀行）、商工中金（株式会社商工組合中央金庫）の民間金融機関との協調融資の原則を停止し、単独でも積極的に支援できるように昨日の対策本部で決定した。再開時にむけて適時適切な対応をしていく。